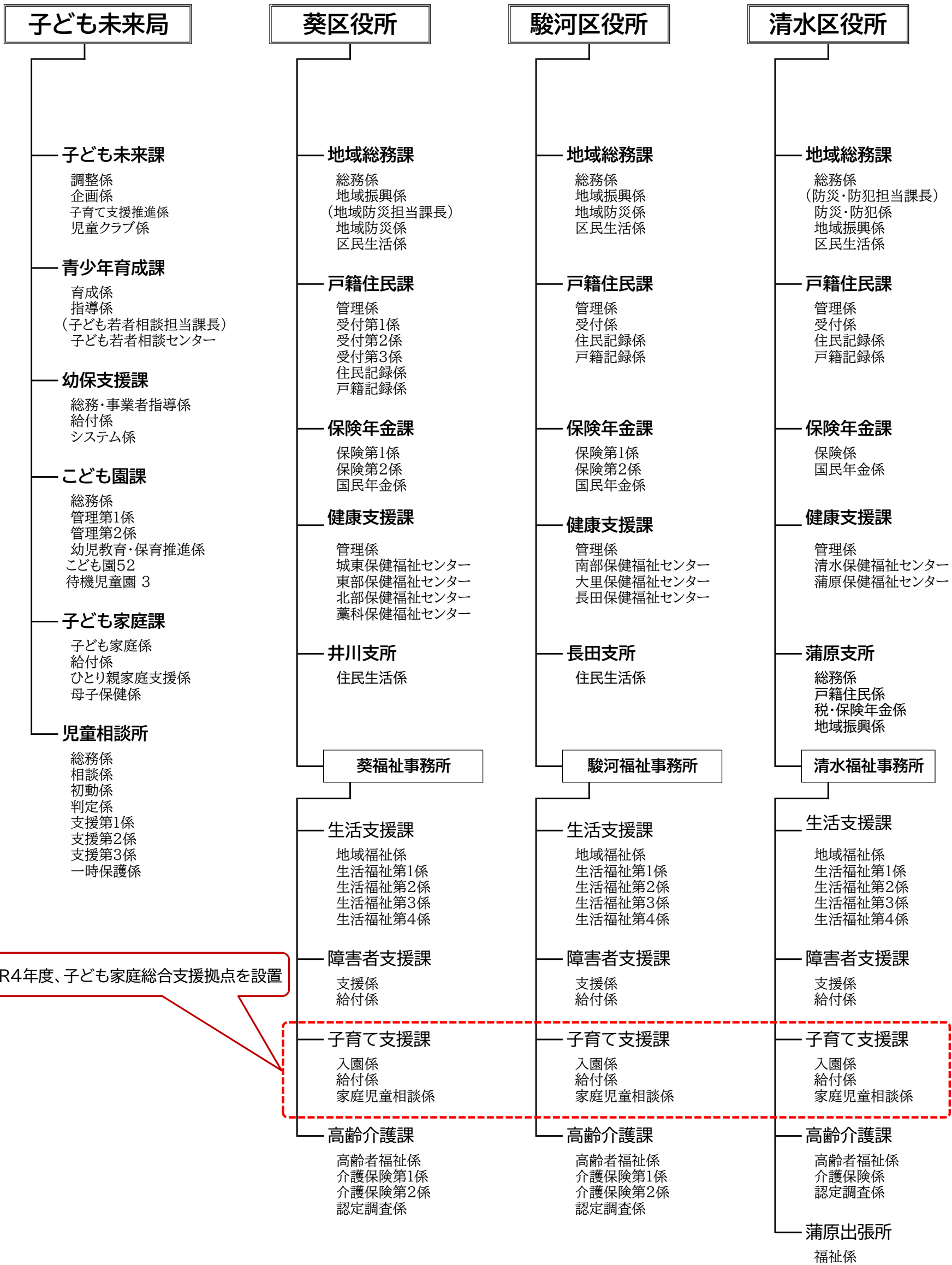


令和4年度 静岡市組織機構図 抜粋（案） （子ども未来局、各区役所）

資料4-1



R4年度、子ども家庭総合支援拠点を設置

《主な改正内容のポイント》

1. 子ども未来局、各区役所

- 子どもとその家庭、妊産婦等に対する支援体制の強化として、各区役所福祉事務所子育て支援課に「子ども家庭総合支援拠点※」機能を設置する。

※ 子ども家庭総合支援拠点とは、福祉分野と母子保護分野とが一体となって、子どもとその家庭、妊産婦等を対象に相談対応や養育支援などを行うとともに、児童相談所などとも連携しながら、特に要支援児童等に対する支援を行う拠点